

すみだストリートジャズフェスティバル実行委員会会則

第1章 名称および構成

- 第1条 本会は「すみだストリートジャズフェスティバル実行委員会」（以下実行委員会）と称する。
- 第2条 実行委員会の事務所は墨田区太平 3-3-4 石川産業ビル 203 に置く。
- 第3条 実行委員会は、実行委員会の目的に賛同し、実行委員会のために通年活動するボランティアとして登録した者（以下実行委員）によって組織し、その活動に政治家や音楽プロデューサー等は一切介在させないものとする。もちろん、行政による介入をさせうる団体ではない。

第2章 目的および事業

- 第4条 実行委員会は次のことを目的とする。
- （1）音楽、芸術などの文化活動を通じて、墨田区を明るく楽しい街にする。
 - （2）「音楽都市」として墨田区民も生の音楽に親しみ、楽しみを共有できる環境づくりに寄与する。
 - （3）音楽を通じて、実行委員相互の親睦を図り、友情を深める
- 第5条 実行委員会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- （1）「すみだストリートジャズフェスティバル」の企画、運営
 - （2）その他のイベントの企画、運営

第3章 役員および監査

- 第6条 実行委員会に次の役員を置く。
- （1）実行委員長 1名
 - （2）副実行委員長 1名
 - （3）会計 1名
 - （4）書記長 1名
 - （5）事務局長 1名
- 第7条 役員の任務は次のとおりとする。
- （1）実行委員長は実行委員会を代表し、実行委員会の運営に関して責任を負う。また行政、学校、町会、協賛会社などの外部との渉外を地域連携委員会と連携し行う。
 - （2）副実行委員長は実行委員長を補佐し、実行委員会の運営に関して必要な業務を行う。
 - （3）会計は実行委員会の収支を記録し、その決算を総会に報告する。
 - （4）書記長は実行委員会における各会議議事を記録し、実行委員会の運営に関して必要な業務を行う。
 - （5）事務局長は外部との窓口業務、実行委員会における事業業務に関する手配などの事務業務を行う。

第8条 実行委員会に監査2名を置く。監査は適宜に業務並びに会計の監査を行い、その結果を総会に報告する。

第9条 役員および監査は総会において選出する。(ただし1年目は役員によって選出)

第10条 役員および監査の任期は2年とする。ただし再選は妨げない。

第4章 会議および事務局

第11条 実行委員会は次の会議をもつ。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会

第12条 総会および役員会は実行委員長が招集する。ただし実行委員の3分の1以上の要求があれば実行委員長はすみやかに総会を招集しなければならない。

第13条 総会は実行委員会の最高議決機関であり、適宜開催して次の事項を定める。

- (1) 活動報告の承認および活動方針
- (2) 収支決算報告の承認および予算
- (3) 役員および監査の選任
- (4) 会則改正
- (5) その他の必要事項

第14条 役員会は、実行委員長、副実行委員長、会計、書記長、事務局長をもって構成し、総会につぐ議決機関とする。

第15条 実行委員会に事務局を設けることができる。事務局は実行委員有志によって構成する。

第16条 運営委員とは、運営組織で事務、書記、会計、監査で、その他に運営組織に所属関与する実行委員。

第17条 運営委員会は、実行委員会の運営方針を決議する委員会で、実行委員長、副実行委員長、各委員会の委員長および副委員長、その他運営委員によって構成する。

第18条 運営委員会は、副実行委員長が招集する。ただし運営委員会を構成する委員の3分の1以上の要求があれば副実行委員長はすみやかに運営委員会を開催しなければならない。

第19条 各会議の議案は、当会則で別段の定めのない限り、出席者の2分の1以上の賛成を持って議決する。

第5章 会計

第20条 実行委員会の経費は次の収支をもって充てる。

- (1) 事業収入
- (2) 寄付金および補助金
- (3) その他の収入

第21条 実行委員会の会計年度は2月1日に始まり1月31日に終わる。

第6章 禁止事項

第22条 実行委員が実行委員会の活動に関連して、宗教への勧誘及び個人の営利活動を行う一切のことを禁止する。

第23条 行政に提出しなければならない書類等があるため、実行委員は必ず実名にて登録しなければならない。なお名刺に記載する名前も実名とする。

第24条 実行委員は実行委員会に参加するに際し、自分の言葉に対する責任を持たなければいけない。しかるに口頭やインターネット等で他のイベントや他人を誹謗中傷することを一切禁止する。

第25条 実行委員会の活動に際して取得した個人情報、実行委員会の活動および実行委員会が運営するイベントの為にのみ使用するものとし、その他の目的で使用することを禁止する。

第26条 この章の規定に違反する等、実行委員として不適当であると役員が認めた者は、当人に確認後、運営委員会、役員会、総会の議を経て退会させることができる。

第7章 改正および附則

第27条 本会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。

第28条 本会則に定めのない事項のほか、実行委員会の運営に必要な事項については役員会で協議し、運営委員会、総会にはかつて定める。

附則

本会則は平成22年3月17日より施行した。

1. 平成26年1月1日改正
2. 平成28年1月1日改正
3. 平成30年1月1日改正
4. 令和2年1月1日改正
5. 令和6年2月1日改正